

とは一分間三萬三千呎ボンドの仕事を爲し得る力量にして、一呎ボンド
とは一ポンドの重量のものを垂直に一呎の高さに上ぐる力を云ふなり。

第二款 型に依るポンプの種類

型によるポンプの區別に三種あり、第一は往復ポンプにして、第二は
旋廻ポンプ、第三は渦巻ポンプ是れなり。

一往復ポンプ

一名プランチャード式ビストンポンプとも云ふ、圓筒（シリンドラー）の
中にて唧子（ピストン）の上下運動作用をなすものにして、腕用及蒸氣
ポンプは此の型式を應用す、ポンプ自動車にありてもアーレンホツクス
の如き高壓ポンプは此の型なり。

二 旋廻ポンプ(一分間四百回乃至六百回々轉)

一名ロータリーワギヤーポンプとも云ふ、ポンプ匣中に二個の旋廻軸と歯車あり其の咬合せの作用に依り水を押出す装置なり、ガソリンポンプ及自動車ポンプに能く應用せらる、振動多く水道外の濁水又は水中に残滓物等あるときは歯車を磨滅に導くことあるを缺點とす。

三 湾巻ポンプ(一分間二千四百回乃至四千回々轉)

一名タービンポンプと云ひ、市井に利用せらるるセントルヒューガルポンプも此の原理に基けり、則ち廻轉體の運動に依り水に遠心力を與へ水勢を作るものとす、例へば徳利の中に水を入れ之に糸をつけ急劇に廻轉するが如し、真空ポンプ(バキュームポンプ)を併置するを此ポンプの

特色とし、機械復雜にして故障の發見及其の調整容易ならざるを此のポンプの缺點とす。

第三節 機 械 構 成

一 手動ポンプ

手動ポンプは之を大別してポンプ、車體、附屬品の三とす、就中最も注意を要するは圓筒(シリンドラー)唧子(ピストン)唧子桿(ピストンロッド)空氣室(エヤーチャンバー)衛帶(バッキン)等なり。

二 蒸氣ポンプ

之を大別して汽罐(ボイラ)汽機(エンジン)車體(ボディ)附屬品の四

とす、點火後蒸氣發生すれば蒸氣は咽喉弁(スロットルバルブ)並に主汽管を通過し滑弁(ブライト)に至り、其の間隙を通過し滑弁の運動に依り汽筒(シリンドラー)内に入り、内部の吸餒(ピストン)の上部又は下部に入りピストンを運動せしめ、ピストンロッドより曲柄(クランク)に運動を移し汽機(エンジン)の運動を起さしめ、其の排氣(エキゾースト)は滑弁(ブライト)の排氣孔を経て、排氣管を通過し煙筒を経て大氣中に放出す點火に於ける罐水の分量滑油の注入、蒸氣發生並に運轉中のコツク、バルブの開閉、給油給水ゲージ特に沸溢(ブライミング)の豫防に注意を要するものあり。

三.ガソリンポンプ

ガソリンポンプは之を大別して車體(ボディ)車臺(シャシー)骨組(フレーム)の三とす。

機械は更に(1)發力設備(パワー・プラント)(2)動力傳導裝置(トランスマッショーン)(3)聯動部(ランニングギヤー)(4)統禦裝置(コントロール)(5)附屬設備に大別す。

(1)發力設備 發動機(モーター)は更に左の數部に分つ。

(イ)燃料給養裝置(フューエル・フィード)、(ロ)揮發裝置(カービュレション)、(ハ)點火裝置(イグニション)、(ニ)冷卻裝置(クーリング)、(ホ)潤滑裝置(ルブリケーション)。

(2)動力傳導裝置(コントロール)は更に左の數部に分つ。

(イ) 署合子(クラッチ)、(ロ) 變速聯動機(エンヂスピートギア)、(ハ) 駆動裝置(ドライブ)、(ハ) は更に驅動裝置(ドライブ)、(ハ) は更に

(甲) 推進軸式(乙) 連鎖式の二つに分つ。

(3) 聯動部(ランニングギア)は更に左の數部に分つ。

(イ) 前車軸(フロントアクスル)、(ロ) 後車軸(リアーアクスル)、(ハ) 車輪(ホキール)、(ニ) 發條(スプリング)。

(4) 統禦裝置(コントロール)は更に左の數部に分つ。

(イ) 換向裝置(ステアリング)、(ロ) 節氣弁統禦(スロットルコントロール)、(ハ) 火花統禦(スパークリング)、(ニ) 手挺(ハンドレバー)、(ホ) 足踏子(フットペタル)、(ヘ) 制動機(ブレーキ)。

(5) 附屬設備として舉ぐべきもの左の如し。

(イ) 塵除け(ロ) 自己起動裝置(セルフスターTING)、(ハ) 燈火(ライト)、(ニ) 速度計(スピードメーター)、(ホ) 警音器。

第四節 動力の區別に依るポンプの得失

第一款 手動ポンプ

手動ポンプは農村の主力又は小市街地の補助的配置に適當なり、其の長所短所を擧ぐれば左の如し。

一形體小さく輕便なり、故に隘路坂路は擔ふにも困難ならず構造簡單堅牢なり。

二保存にも取扱にも深き智識と格別の注意を要せず、而して命數は比較的長し。

三價格低廉にして維持費僅少なり。

四但し遠距離及大厦の防禦には適せず。

五運搬運用に多くの人力を要するを缺點とする。

第二款 蒸氣ポンプ

此は運搬にも動力發生にもガソリンに及ばず漸次現存のものも豫備ボンブに編入せらるる傾向あり、馬輶となれば幾分運搬力を補ふも馬匹の飼養は經濟上其の他困難なり、其の長短を數ふれば左の如し。

一比較的故障少く長時間の運用に適す。

二單働又は復働のピストン式なれば高壓水勢を發揮するに適す。

三形態大重量重きを以て運搬に不便なり、而も形態の割合に馬力少し。

四動力發生に五分乃至十分を要し壓力の高下に不便なり消火ポンプの資格乏し。

五取扱者技術を要し火夫も亦熟練を要す。

六燃料不經濟なり。

第三款 手轉ガソリンポンプ

此は中都市の補助配置小都市其の他市街地の主力配置に最も適し、其の長所短所は左の如し。

一起動早く早期に火掛すれば克く火災を壓倒し能率著しく上る。

- 二形態小重量軽く運搬操作に便なり。
- 三壓力は高低容易にして火先係の活動便なり。
- 四維持費比較的少し(燃料を含む)。
- 五若干取扱智識を要するも自動車に比し修得速かなり。
- 六潤澤の水利施設を前提とす。
- 七高價にして故障多く、二臺を併置するか腕用等の補助ポンプを必要とする。
- 八平素手入保存に綿密の注意と、一ヶ月一回以上の放水演習を要す。
- 九潤油に注意せざれば機械過熱す。

第四款 自動車ポンプ

第五節 ポンプ購入撰擇標準

火災の突發的性質と、機具、地水利、建物の如き土地の状況に應すべきものなると、又一は其の使用の勢ひ激しかるべきとに鑑み、撰擇上種々の點を考慮せざるべからず。

（甲）準備的施設の要件

- 一ポンプに適應する水利は適當なりや水量は一時間以上（個數により三十分以上とするも可なり）使用量ありや。
- 二ポンプの疾走に適する廣さの道路ありや幹線に限らず主なる裏道とも
- 三ポンプ運用の技術員取扱者の養成は可能なりや。

- 四建物の高低、大小、火氣に危険なる工業状態を參照し如何なる威力のポンプを必要とするや。
- 五氣温風力の關係に基くポンプの威力配置臺數を如何に企劃すべきや。
- 六購入ポンプの維持費は如何なる支途によるべきや。
- (乙)ポンプ自動車に就ては
- 七適當の常備員を置き得るや。
- 八詰所、望樓、其他發火認知、出動迅速の設備は整ひたりや。
- 九自市町村の警備上實際自動車の必要ありや。
- (丙)ポンプ選擇上の要件
- 一小型にして重量少しこと。(輕便)

二構造堅牢容易に破損故障を起さざること。（堅牢）

三取扱簡単にして技術員養成の容易なること。（簡単）

四保存及運用上多大の経費労力を要せざること。（経費労力）

五始動放水迅速にして時間を要せざること。（最先の五分間）
六始動後短時間に全能力を發揮し、且隨意に圧力を昇降し得ること。（能率増進）

七冷却裝置完全にして二時間以上繼續運轉するも過熱故障を起さざること。

八水壓は普通百封度乃至二百五十封度の壓力を有し、真空計二十五吋以上なること。

要するに巨費を投じ買換困難にして、而も之に依りて其地方生命財產の保障を得るものなれば、慎重に調査考究決定を求むべきなり、尙町村自體を主として考へざる不忠なる設備、競争的設備は無用なる犠牲を拂はしめ、警備思想の頓座を來すものなるにより嚴戒せざるべからず。

購入上に關する注意——（口述）

人或はポンプ型式の得失を論ずるものあるも、型式に優劣ありとは思惟せられず、要は技術員取扱者が技術にも消防にも熟練し又以て適材を得るに在り。

第六節 保存手入監督

第一款 平素の保存手入

一 手動ポンプ

- 1 一週一回塵を拂ひ圓筒（シリンドラー）内を清掃すること。
- 2 一ヶ月一回車軸、搖桿運動軸、唧子桿の連結部、圓筒内に少量の注油をなすこと、圓筒内はモビル油、唧子桿はモビル又はグリース油、其他はグリース油を注油するものとす。
- 3 水槽内ポンプ内の水氣排除に注意することポンプを卸し附屬品を取り除き、吸口を開き放口に掌を密着し、靜に搖桿を數回上下し壓力の加はる際一舉に掌を除けば、壓縮空氣と共に水氣排出す之を數回反覆すること。

4 水管は一ヶ月一回日光の直射を行ひ、春秋二回洗滌乾燥を要す。
ポンプ置場は乾燥の地を撰び、機械は日光直射を避くること、水管は
適度の通風を必要とす。

二 ガソリンポンプ

特に左の諸點に注意すべし。

1 冷却装置

2 滑油裝置

3 使用上の注意

(イ)結合を堅結すること。(ロ)警視廳は吸上程度を一十五吋を以て納入規格とせり、(ハ)水管延長數と壓力計算のこと(第十五章二節一

歎参照)。(ニ)筒先とポンプ位置の關係は高低二尺に付一封度の増減を生ず、(ホ)筒先壓力の適宜なる決定は大凡左記によるべし。

普通二階 三〇ポンド 同上三階 同上

洋館二階 三五ポンド 同上三階 同上

普通二階 三五ポンド 四〇ポンド

洋館二階 三五ポンド 四〇ポンド

第二歎 使用後の保存手入

使用後の保存手入は爾後の消防能率に至大の關係あり、之を主要點のみに就き述ぶれば左の如し。

一 手動ポンプ

(イ)車體及ポンプの検査をなす。

(ロ)車體及ポンプの清掃をなす。

(ハ)水槽内殘水排出及清掃をなす。

(ニ)ポンプ内殘瀝排除(要領排水に同じ)を要す。

(ホ)平素の手入と同様の注油をなす。

(ヘ)泥水、海水、排泄水、薬品混入等の悪水を排除す。

二 動力ポンプ

(イ)滑油検査補給、大體モビール油は外部油、グリース油は内部油として使用すべし。

(ロ)冷却水の取換を行ふ。

(ハ)發火栓の石油洗及検査をなす。

(ニ)揮發油量の調査補給をなす。

(ホ)自動車に在りては蓄電池の充放検査をなす。

(ヘ)揮發油槽は一ヶ年一回内部の清掃をなす。

其他は手動ポンプと大體同様とす。

第三款 機能検査附検査規格

一 手動ポンプ

真空度(無氣)、真空計(バキュームゲージ)は吸口二十五吋にして一分時以上を保つものたらざるべからず、壓力吸管三個の時水壓計(ブレッシャーデージ)は放口二〇〇乃至二五〇封度を示さざるべからず。

二 動力ポンプ

(イ)機関馬力の測定。(單位、時間の仕事の量を工程と云ひ、一分間に

三萬三千封度の物を一呎垂直に上る力を一馬力と云ひ、之を工程の
単位とす)

(ロ)水馬力の測定。(放水による仕事の量なり)

(ハ)兩馬力の比率。

(ニ)一定壓力にて規格放水量を排出せしめ、少くも一時間以上連續運
轉し壓力及放水量變化狀態を調ぶ。

(ホ)冷却裝置、滑油裝置、發動機、電動機等を検査す。

警視廳に於ける検査規格左の如し。

(甲) 手動(腕用)ポンプ検査規格

(甲) 計器を使用する検査法

一、水圧力試験

水圧力百五十封度以上(二百封度迄)にして漏水漏氣なきものとす

二、真空度試験

真空度二十五吋以上にして漏洩なきものとす

三、放水量試験

豫めポンプの排水能力を検査し之れに相當する筒先口径を放水口(水管を使用するも可)に附し運轉放口よりの放水壓力を『ヒゾメータ』と稱する計器にて測定ポンプ仕様に對照す

(乙) 計器を用ひざる變則試験方法

一、水圧力試験

所定の揚桿手にて放水口を塞止し水槽内に水を充満し(此の場合吸管は水源に投入しあるものとす)連續運轉をなし荷重の最も加はりたるとき運轉を停止し水槽内を點検泡沫の出でざるもの又圓筒唧子の周圍より漏水なきもの。

二、真空度試験

此の試験は吸管三本を結合し其の未滿を水源に投入(可成的垂直下に)所定の人員を以て運轉唧子の衝程各五十五衝程以内にして放口より吐水するもの。

三、放水量試験

唧子の一衝程に對し圓筒容積の五分ノ二以上の吐水能力あるもの。

例 ポンプを試験するには真空度よりするを便宜とす此の場合の順序左の如く吸水口に吸管三本(全部意味)を結合し其の末端に真空計を附しポンプを運轉すれば真空計の指針漸次上り或る點迄達すれば其れ以上昇り得ざるに至るものなり此の時運轉を止め二分間以上

放置し真空計の指針降下せざれば吸水弁の氣密完全なる證なり指針の示したる度數は真空度にして時と稱す此の場合二十五吋以上を指針するを要す（吸管を用ひず直接放口に真空計を附するも可なり）但し前記の場合必ず放口は開放し置くものとす。

水壓試験は吸管の末端に附したる真空計を取り除き放口を水源に投入せしめ運轉をなし放口より吐水するを待て一時運轉を止め放口に壓力計を取付く再び運轉し水壓計の指針が百五十封度（一百封度以内ポンプの構造に依り）以上を示すを見て運轉を止め二分間以上放置し水壓計の指針降下せざれば各部の氣密完全なる證なり

主要材料

圓筒は砲金鑄物

空氣室は真鍮鑄物

蓄管水は真鍮鑄物『バルブスタード』は鑄出しのものとす

一

搖桿は練鐵製

木材部分は櫟木

(乙) ガソリンポンプ検査規格

- 一、放水量試験は唧筒壓力百二十封度（平方吋）に於て既定の検査器具を以つて一分間の放水量を測定し決定するものとす
- 二、最大射程試験は正確なる唧筒壓力計に依り計算するものとす
- 三、最高壓力試験標準は替口径八分の五吋を以てポンプ壓力百四十封度以上のものとす
- 四、唧筒水面材料は凡て鐵材を以てせざること
- 五、原動機の筒徑計算による割長軸馬力二〇・四五を乗じたる數は唧筒の出水馬力計算による馬力數の最小限度に相當するものとす

但し検査は凡て原動機の常用使用程度に於てなものとす。

六、重量、寸法検査標準は別規定(交通法相當内規)に依るものとす。
七、速力は四人以下にて一時間四哩以上とす。

排水量算出

一衝程による排水量の計算式

$$\frac{3.1416}{4} \times \text{圓筒の直經} \times \text{圓筒の直徑} \times \text{衝程の長さ} = \text{立方時} \quad \text{即ち容積立方}$$
$$\text{時} \div 231 = x \text{ ガロン} (\text{約ニガロン}) \text{ にて } x \text{ ガロンの } \frac{3}{5} \text{ (は排水量とす) } 231 \text{ ガロ$$

ロンの立方時なり

第七節 各種消防機具

第一款 消防機具

(イ)水管車には人輶用(手輶)、自動車(轎車)ありて水管を運搬し、消火栓又はポンプの來着を待つて防禦に從事す。(水管ハ長サ六十尺口徑二)
(ロ)消火機自動車(ケミカルエンジン)放水開始前消火器を用ふるものにして未だ使用せしことなし。

(ハ)放水塔自動車は放水銃とも云ひ親ポンプにて盛に之に送り之より放水す。

(ニ)牽引自動車(トラクター)名の如き用途のもの、水管自動自轉車東京にては使用せず。

(ホ)連水車撒水自動車の如く水を送る。

(ヘ) 管鎗(ノッヅル)替口、梯子、鉤付梯子、消火幕等。

第二款 救助機具

(イ) 梯子自動車(ターンテーブル)人命救助用高所放水用に用ふ。

(ロ) 防煙具(スマートヘルメット)又はガスマスク實地に於ては使用稀なるも震災時日本銀行にて使用せり、此は護謨と革と耐熱の石綿類にて製し酸素槽を備ふ、主として猛煙毒煙中の消防並に救命作業坑内の探險等に使用す。

(ハ) 救助幕、救助袋、救助網は何れも人命救護用なり。

第八節 消火器

消火器は火災の突發初期に於ける應急輕便の消火器具なり、簡単に之を使用するに危険なく、老幼婦女にも使用に適するを本器の特徴とする、而して種類は消火器の特質と其用途に依り撰定すること肝要なり。

第一款 輕便消火器(一名輕便ポンプ)

薬品を使用せず壓縮空氣の作用又は唧子を手にて上下して放水を爲すものとす、貯水式(水槽付)と、供水式(搬水式とも謂ふ)と二種あり、貯水式は少くも五升入以上を適度とす。

少年婦人消防隊等にも使用さる。

第二款 液體消火器(一名薬品消火器)

罐内に裝置せる瓶(強硫酸)を破壊するか、轉倒するかに依り破瓶式

轉倒式の別あり、螺旋式あるも多く使用されす。

本器は筒、瓶把手、彈機、小型放水管等より成る。

本器は重炭酸曹達水と強硫酸との強烈なる化學作用を起し、空氣壓縮濃厚となり溶水を壓迫して激しく外部に噴出し、驅逐されたる炭酸より瓦斯を發生し芒硝の膜を作るものとす。配合は

淡水	強硫酸	重曹
三升入	三〇匁	五〇匁
五升入	五〇匁	八〇匁
六升入	六〇匁	九〇匁

破瓶式と轉倒式の長短

(一) 破瓶式の硫酸は効力永久なれども轉倒式の物は六ヶ月乃至八ヶ月に詰替を要す、重曹は何れも六ヶ月乃至一年に取換を要す。

(二) 破瓶式は密閉なれば金屬性の腐蝕少し。

(三) 轉倒式は特に置場に注意し高所を避くべし。

設備保存検査上の注意、専門的見地より概ね左の注意を肝要とす。

(一) 筒は百封度乃至百五十封度の耐壓力試験を要す。

(二) 筒の内側に防腐として『コールタール』を塗布すること。

(三) 置場は家人の目に觸れ易く火氣取扱の場所に近きこと、寒地は適當の溫度ある室に置くこと。

(四) 放口閉塞せざるや、鹽類附着なきや、青色とならざるや、検査前に

(は必要により銅線にて放口を調査すること。

(五) 使用後淡水洗滌をなし特に放口に注意す。

(六) 蒸溜水か若くは淡水を補充す濁水は否なり。

(七) 燃焼以外の他物に注水せざること。

第三款 粉末消火器

細長き鐵葉の筒内に重曹と砂、或は石灰粉末若は其他の粉末を混合して裝置したるものと謂ひ、之を火面に投散するによりて熱の爲には一時燃焼を窒息阻止する作用をなすものなり。

一、石油、ガソリン其他の油類薬品發火を抑ふるに特効あり（注水の不利なるものに）但し冷却作用なきが故に徹底的に鎮滅し得ざる事あり

(二) 價格の廉なることを長所とす故に同業者中警察除消火器の名あり。

(三) 梅雨季の如き其他濕氣多き場所にては遂に棒状に固まり使用せんとして失敗することあり。

(四) 之が使用は平面側面等低所に止まり、天井屋根裏床下等には應用不便なるを以て一般的消火の効なし。

(五) 歐洲大戰中英國各地に獨乙飛行船が放火爆裂彈を降下するを防止せんとするとき、英國下院に於ける調査委員の報告結論に「爆弾による火災は水を以て之を抑壓し、或は之を防止することを得、而して消火粉剤を使用するときは一時火勢を緩和するも、燃焼を繼續するを免れず」と云へり。

第四款 消火劑

化學的消火器の一種にして、油薬品其他化學的發火率の多きより之に對抗する爲め種々に考案せらる、一種の泡沫を作つて火面に厚く膜を擴げ窒息せしむる作用をなすものなり、ファイヤ・フォーム又はヤヤト式と稱するは、重曹硫酸の外にアルカリ性溶液(明礬とも云ふ)希臘甘草等を混入しあり、外に之を火に注ぐによりて比重の重き一種の瓦斯を發生し、火焰を包圍して空氣を遮斷し消火するものに、「バイリン」、「ウエルドン」、「エスエス」消火銃等あり、水の混入なければ油電氣發火に適當なりバイリンの如きは空氣壓搾のポンプ式にして、溶液は無色透明一見揮發油の如きものにして、分析の結果其の母體は四鹽化炭素と稱へらる。

近時流行の消火彈、消火ダルマは炭酸アンモニヤを含有するが如く、概して其の壓力前二者に及ばず、又置場及使用宜數を得ざれば有事に際し効果少なきことあり。

第五款 消火バケツ

砂をバケツに入れたるものにして、石油ガソリン發火等に効あり、車庫に配置適切なり、又は鋸屑と重曹を混じたるものは工場の機械摩擦に使用し効力あり且機械損せず。

第十五章 火災豫防及宣傳

第一節 損害調査

目下尙ほ損害調査標準全國的に確立統一なきは遺憾なり、而して（一）季節、日時、（二）場所、（三）建物、（イ）用途、（ロ）構造種別、（ハ）焼失程度、（ニ）面積棟數及戸數坪數、（四）損害、（イ）不動産、（ロ）動産、（五）死傷者、（六）發火原因、（七）風向風速等に就き累年比較統計を作り、火災豫防警戒防禦等の基礎を作るべきなり。

從來警視廳に於ける損害額調査は、建物種類、構造、建築費、経過期間を參照算出して、略ぼ其の時價を知るの方法を探れるも、木造二十五年を経過するに依りて古材木の取扱を爲す如きは、現今の經濟事情に副はざるの感あるを以て、最近は土地の情況建物の種類構造及其の用途に依り等差を定め、以て時價に近邇せしむるの計算法に依れり、又動産の

損害は我國に於ては通常建物の二倍と概算するの慣例とす。（火災度數損害表及第四章第十節参照）

第一節 原因豫防

原因には通有性のもの、地方特有性のものとあり、特有性のものは之が輕減に特に努むる必要あり。（附錄出火原因別表参照）

第三節 延焼豫防

都市計畫法、市街地建築物法、屋上制限令等諸法令ありて、或は防火線を作り、防火壁を設け、建物構造制限を強制する等漸次進歩を重ねつ

、あり。

第四節 防火宣傳

(一) 防火研究及宣傳機關としては、米國には國民火防協會ありて大統領之が總裁たり、我國地方に於ては警察官憲、市町村、消防組、火防組合何れも適切なる宣傳機關にして、夫々最も効果ある方策を考慮しつゝあるもあり。

(二) 宣傳方法は娛樂、感興、信仰等を利用し、不知不識の間に印象せしむるを最上とし、對手は婦人兒童を介するを適切とす、尙宣傳方法の種別を擧ぐれば左の如し。

(イ) 演劇、(ロ) 活動寫眞、(ハ) 展覽會、(ニ) 講演會、(ホ) 消防組の宣傳運動(ヘ) ポスター、(ト) パンフレット、(チ) 標語俗謡募集、(リ) 學校寺院教會囑託宣傳等。

三、宣傳時期は火災季節の直前最も効果あり、其他機會を促ふること肝要なり。

第十六章 火災保險政策

火災の對應策は、第一に火災豫防にして未發に災害を防止するに在り第二は火災鎮壓にして消防諸般の設備及準備を整頓して、早期に火災を發見し、其の未だ可成擴大を見ざるに消火壓倒して、禍害の輕減を圖る

に在り、次に第三は共同の經濟組織に因り、其の蒙りたる損害を填補復活する火災保險の制度となす、之を人體に比せむか、恰も火災豫防は人類の保健衛生に該り、火災鎮壓並損害填補は疾病的對症療法及滋養供給にも譬ふべし、斯の如く此の三者は形影相伴ふ緊密の關係に立てるものとす、經濟學者ワグナーの説に依れば吾人人類の經濟的立場より、吾人が廻避する能はさる災害に對應する方途は、第一豫防、第二鎮壓、第三善後策の三原則なりと喝破せり至言と謂ふべし。

保險制度の主眼は、吾人が社會共同の生活に於て豫期せざる不時の災害を被りたる者に對し、共同の經濟組織に因り一定額の損害填補を爲し被害者をして災害前の經濟狀態に復活せしむるに在るものとす、而して

共同の經濟組織とは則ち保險制度を指稱するものにして、保險會社は多數の保險契約者と被保險者との中心機能たる關係に立てり、去れば會社は契約高に應じ一定の保證積立を爲し、以て罹災者に支拂ふべき損害填補を確保せざるべからず、然るに我國の火災保險は常に其の契約高は遙に資本積立を超過し、且つ保證積立金は本末顛倒株主の利益配當を先にし、其剩餘金を始めて積金に充つる如き嫌なしおせず、震火直前の火災保險契約高は約百二十億圓、資本積金は二十億圓を出でず、果然客秋大震火後火保支拂問題に蓬著するや、僅に京濱兩市の保險契約に對し資本全額を擧ぐるも尙且つ支拂不能の狀態なりしと謂ふ、而して火保支拂は彼の地震約款問題の現はるる有りて支拂ふを得ざりしも、所謂見舞金一

割贈與も團體の自力を以てなす能はず、遂に國庫の長期貸出に依り漸く解決を告げたるが契約高に依り種々の等差ありて、太たしきは契約高の千分の五を出でざりき、我國の保險業界に在りても、今次の狀態に鑑み銳意其の改善に志し、着々調査を進めつゝある人無きに非ざれども、之を英米保險業者の常に意を防火消防に用ひて充實せる消防隊を設置し若くは公衆消防の發達を助成して、反面より災害の輕減に努めつゝあるに對照すれば、其着意宵壊の差ありと謂はざる可らず、由來火災保險制度は營利よりも寧ろ公益事業の分子に富み、而して契約者の支拂ふ保險金は危險を擔保する一種の租稅たる觀あるに拘らず、今次の震火に因りて保の信用太しく失墜し、且又今後の大火も亦想像に難からざるを以て圖るの要あるべし。

將來の火災保險政策は全然之を國家の官營に移すか、若し又一法人の經營となすに於ては尠くも資本超過契約を制限し、且つ其の超過額に對しては國家に於て再保險と爲す等、基礎を固むると共に經濟復舊の敏活を圖るの要あるべし。

消防提要（終）

附 錄

警視廳官制抄

(大正十二年六月勅令第百四十九號)

沿革

(大正三年十一月勅令第二四八號四年六月第八九號
 大正五年一月第四號三月第五一號四月第一一三號六年八月第一一八號七年五月第一五六號八年六月第十二年八五號九年九月第三八七號十一年六月第二四九號十二年一月六年六月第三二七號八月第三八八號十二年一月十六八號十月第四六五號改正)

第一條 警視廳ニ左ノ職員ヲ置ク

警視總監

勅任

消防部長

奏任

消防司令 專任三人

奏任

技師 專任十二人 奏任 (内消防機械一人)

消防士 專任十四人 判任

消防機關士 專任八人 判任

第三條 警視總監ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ東京府下ノ警察消防及特ニ内務大臣ノ指定スル衛生事務工場法施行ニ關スル事務並鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工業勞働者最低年齡法施行ニ關スル事務ヲ管理シ各省ノ主務ニ關スル事務ニ付テハ各省大臣ノ指揮監督ヲ承ク

第四條 警視總監ハ部内ノ行政事務ニ付其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ管内一般又ハ其ノ一部ニ廳令ヲ發スルコトヲ得

第四條ノ二 警視總監ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲

兵備ヲ要スルトキハ東京衛戍總督又ハ師團長ニ移牒シテ出兵ヲ請フコトヲ得

第十二條 警視廳ニ部ヲ置キ事務ヲ分掌セシムルコト左ノ如シ

消防部 水火消防ニ關スル事項

第十四條 部長ハ警視總監ノ命ヲ承ケ所部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

消防部長ハ消防事務ノ執行ニ關シ警視總監ノ命ヲ承ケ消防署長アラサルハ警察署アラサル長以下ヲ指揮監督ス

第十七條 警視及消防司令ハ監察官竝内務大臣ノ指定シタル警察署及消防署ノ署長タル者ヲ除ク外總監官房又ハ部ニ屬シ上官ノ命ヲ承ケ事

務ヲ掌ル

第二十二條 消防士ハ上官ノ指揮ヲ承ケ消防事務エ從事シ部下ノ消防手ヲ指揮監督ス

消防機關士ハ上官ノ指揮ヲ承ケ消防機關ノ運用ニ從事ス

第二十九條 東京市内及第三項ノ規定ニ依ル編入區域内ニ於ケル水火災ノ警戒防禦ヲ掌ラシムル爲六消防署ヲ置ク各消防署ノ管轄區域ハ警視總監之ヲ定ム

警視總監ハ土地ノ狀況ニ依リ内務大臣ノ認可ヲ受ケ東京市接近町村ノ全部又ハ一部ヲ消防署ノ管轄區域ニ編入スルコトヲ得
警視總監必要アリト認ムルトキハ消防署ノ下ニ消防分署ヲ置クコトヲ得

第二十九條ノニ 警視總監必要アリト認ムルトキハ第三條及前條第一項ノ規定ニ拘ラス 消防署ヲシテ其ノ管轄區域外ノ水火災ノ警戒防禦ニ應援セシムルコトヲ得。

第三十條 消防署長ハ消防司令又ハ消防士消防分署長ハ消防士又ハ消防機關士ヲ以テ之ニ充ツ

消防署長及消防分署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ其ノ主管ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第三十一條 警視廳ニ巡查及ヒ消防手ヲ置ク判任官ノ待遇トス

巡查及消防手ニ關スル規程ハ内務大臣之ヲ定ム

第三十二條 警視廳ニ警察練習所及消防練習所ヲ置ク警察練習所ハ警察

ニ從事スル職員消防練習所ハ消防ニ從事スル職員ノ教習及訓練ニ關スル事項ヲ掌ル

第三十三條 警察練習所長ハ警務部長消防練習所長ハ消防部長ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ其ノ主管ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

特設消防署規程

(大正八年七月勅令第
全十二年四月勅令第一八一號改正)

第一條 水火消防ニ關スル事務ニ從事セシムル爲大阪府京都府神奈川縣兵庫縣及愛知縣ニ通シテ左ノ職員ヲ置ク

警 視 専任一人 奏 任

消 防 士 専任三十人 判 任

消防機關士 專任十三人 判 任

警視ハ大阪府ニ限り之ヲ置ク

消防士及消防機關士ノ各府縣ノ定員ハ内務大臣之ヲ定ム

第二條 大阪市京都市横濱市神戸市及名古屋市並第三項ノ規定ニ依ル編入區域内ニ於ケル水火災ノ警戒防禦ヲ掌ラシムル爲大阪府ニ四消防署京都府神奈川縣兵庫縣愛知縣ニ各二消防署ヲ置ク

各消防署ノ管轄區域ハ知事之ヲ定ム

知事ハ土地ノ狀況ニ依リ内務大臣ノ認可ヲ受ケ第一項ノ市ノ接近町村

ノ全部又ハ一部ヲ消防署ノ管轄區域ニ編入スルコトヲ得

知事必要ト認ムルトキハ消防署ノ下ニ消防分署ヲ置クコトヲ得

第三條 知事必要ト認ムルトキハ消防署ヲシテ其ノ管轄區域外又ハ其ノ府縣外ノ水火災ノ警戒防禦ニ應援ヒシムルコトヲ得

第四條 警察部長ハ知事ノ命ヲ承ケ第一條ノ職員消防手及消防員ヲ指揮監督ス

第五條 第一條ノ警視ハ警察部ニ屬シ上官ノ命ヲ承ケ消防事務ヲ掌リ其ノ執行ニ關シ上官ノ指揮ヲ承ケ消防士消防機關士消防手及消防員ヲ指揮監督ス

大阪府ヲ除クノ外第一條ニ掲タル府縣ニ在リテハ知事ハ警察部勤務ノ

警視ヲシテ前項ノ規定ニ依ル職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第六條 消防士及消防機關士ハ警察部消防署又ハ消防分署ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ消防事務ニ從事ス

消防士ハ上官ノ指揮ヲ承ケ部下ノ消防手及消防員ヲ指揮監督ス
第七條 消防署長ハ消防士消防分署長ハ消防士又ハ消防機關士ヲ以テ之ニ充ツ消防署長及消防分署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ其ノ主管事務ヲ掌リ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

第八條 第一條ニ掲タル府縣ニ消防手ヲ置ク判任官ノ待遇トス
消防手ハ警察部消防署又ハ消防分署ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ消防事務ニ從事ス

消防手ニ關スル規定ハ内務大臣之ヲ定ム

第九條 第一條ニ掲タル府縣ニ消防員ヲ置クコトヲ得

消防員ハ消防署又ハ消防分署ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ消防事務ニ從事ス
消防員ニ關スル規定ハ知事之ヲ定ム

第十條 本令ニ依ル消防ニ關スル經費ハ其ノ國庫ニ屬スルモノヲ除クノ外府縣警察費ノ支辨トス

附 則

本會ハ大正八年七月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ神奈川縣ニ在リテハ同年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市消防規程ハ之ヲ廢止ス

特設消防署規程

大阪市消防規程ニ依ル警視消防士及消防機關士ニシテ本令施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ同官等俸給ヲ以テ各當該官ニ任セラレタルモノトス

消防組規則（明治二十七年二月勅令第十五號）

沿（イ）明治三十年十一月勅令第四百八號
（ロ）大正二年十月勅令第二百九十六號
（ハ）大正八年七月勅令第三百五十五號
（ニ）大正十年六月勅令第二百五十三號
改

第一條 府縣知事ハ職權又ハ市町村ノ申請ニ依リ火災ノ警戒防禦ノ爲メ消防組ヲ設置スルコトヲ得（イ）

第二條 消防組ノ設置區域ハ市町村ノ區域ニ依ルヘシ但シ土地ノ狀況ニ

依リ市町村内ニ於テ適宜區域ヲ定ムルコトヲ得（イ）

第三條 消防組ハ組頭一人小頭若干人及消防手若干人ヲ以テ之ヲ組織ス組頭及小頭ハ警察部長若クハ其ノ委任ヲ受ケタル警察署長之ヲ命免ス（ハ）消防手ハ警察署長之ヲ命免ス

第四條 組頭ハ警察官ノ命ヲ承ケ部下ノ指揮取締ニ任シ庶務ニ從事ス小頭ハ組頭ヲ助ケ組頭差支アルトキハ之ニ代ルモノトス

第五條 府縣知事ハ市町村會ニ諮詢シ消防組ヲ數部ニ分ツコトヲ得（イ）

第六條 消防組ハ府縣知事ニ於テ指定シタル警察署長之ヲ指揮監督ス

消防組ハ警察官ノ指揮ニ從ヒ進退スヘシ但シ火災ニ際シ警察官ノ臨場スル迄町村長又ハ組頭若ハ小頭之カ指揮ヲ爲スコトヲ得（イ）

第七條 消防組ハ其ノ區域外ノ火災ト雖警察署長ノ指揮ニ從ヒ其ノ警防ニ應援スヘシ（イ）

危急ノ場合ニ於テ警察署長前項ノ指揮ヲ爲スノ暇ナキトキハ他ノ警察官警察署長ニ代テ其ノ指揮ヲ爲スコトヲ得

第八條 警察部長ハ府縣知事ノ命ヲ承ケテ其ノ地方全體ノ消防組ヲ指揮監督ス（ハ）

消防組ハ火災警防ノ爲メニアラサレハ集合若クハ運動スルコトヲ得斯但警察部長若クハ其ノ委任ヲ受ケタル警察署長ニ於テ儀式訓練及他ノ災害ノ然メニ集合運動ヲ命シタル場合ハ此ノ限ニアラス（イ、ハ）

第九條 消防組ノ服務規律及懲戒ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

第十條 消防組ノ舉動治安ニ妨害アリト認ムルトキハ府縣知事ハ之ヲ解クコトヲ得

第十一條 消防組員ノ手當並ニ被服等ハ市町村會ニ諮詢シ府縣知事之ヲ定ム（イ）

第十二條 消防組ニ必要ナル器具及建物ハ府縣知事市町村會ニ諮詢シ之ヲ定ム（イ）

前項ノ器具及建物ハ市町村ニ於テ之ヲ設備スヘシ

第十三條 消防組ニ關スル費用ハ其ノ市町村ノ負擔トス（イ）

第十四條（削除）（イ）

第十五條（削除）（イ）

第十六條 此規則ヲ施行スル爲ニ必要ナル細則ハ府縣知事之ヲ定ム(イ)
第十七條 府縣知事ハ地方ノ状況ニ依リ此ノ規則ノ全部若ハ一部ヲ準用
シ水災ノ警戒防禦ノ爲メ水防組ヲ設ケ又ハ消防組ヲシテ水災警防ノ事
務ヲ兼ネシムルコトヲ得(ハ)

第十八條 北海道ニ於テハ府縣知事ノ職務ハ北海道長官之ヲ行フ
東京府郡部ニ於テハ府縣知事ノ職務ハ警視總監之ヲ行ヒ警察部長ノ職
務ハ消防部長之ヲ行フ(ハ、ニ)

第十九條 此ノ規則中市ニ關スル規定ハ市町村組合並北海道及沖繩縣ノ
區ニ、町村ニ關スル規定ハ町村組合ニ之ヲ準用ス(ロ)

第二十條 第七條ヲ除クノ外此ノ規則ハ警視廳官制又ハ特設消防署規程

ニ依リ設置スル消防署ノ管轄區域ニハ之ヲ適用セス(ハ)

附 則(ハ)

本令(大正八年七月五號)ハ大正八年七月二十日ヨリ之ヲ施行ス

町 村 制 抄

(明治四十四年四月
法律第六十九號)

第二條 町村ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其公共事務
並從來法令又ハ慣例ニ依リ及將來法律勅令ニ依リ町村ニ屬スル事務ヲ
處理ス

第十條 町村ハ町村住民ノ權利義務又ハ町村ノ事務ニ關シ町村條例ヲ設

クルコトヲ得

第四十四條 町村會ハ行政廳ノ諮詢アルトキハ意見ヲ答申スヘシ

町村會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スヘキ場合ニ於テ町村會成立セス、招集ニ應セス若ハ意見ヲ提出セス又ハ町村會ヲ招集スルコト能ハサルトキハ當該行政廳ハ其意見ヲ俟タスシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第六十九條 町村ハ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得

委員ハ名譽職トス町村會ニ於テ町村會議員又ハ町村公民中選舉權ヲ有スル者ヨリ之ヲ選舉ス但委員長ハ町村長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル助役ヲ以テ之ニ充ツ

常設委員ノ組織ニ關シテハ町村條例ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ

得

第八十二條 委員ハ町村長ノ指揮監督ヲ承ケ財產又ハ營造物ヲ管理シ其委託ヲ受ケタル町村事務ヲ調査シ又ハ之ヲ處辨ス

第九十六條 町村ハ其ノ必要ナル費用及從來法令ニ依リ又ハ將來法律勅令ニ依リ町村ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

第一百六條 非常災害ノ爲必要アルトキハ町村ハ他人ノ土地ヲ一時使用シ又ハ其ノ土石竹木其ノ他ノ物品ヲ使用シ若ハ收用スルコトヲ得但シ其ノ損失ヲ補償スヘシ

前項ノ場合ニ於テ危險防止ノ爲必要アルトキハ町村長警察官吏又ハ監督官廳ハ町村内ノ居住者ヲシテ防禦ニ從事セシムルコトヲ得

水防組合設置ノ件

(大正五年四月内務省訓令第四
號各府縣知事へ警視廳除ク)

洪水氾濫ノ虞アル地方ニシテ未タ水防ニ關スル施設ノ完カラサルモノニ在リテハ市町村、市町村組合、町村組合又ハ水害豫防組合ヲシテ其ノ土地ノ狀況河川ノ狀態等ニ鑑ミ大體左ノ標準ニ依リ水防施設ヲ完備セシムルト共ニ之カ監督指導ニ努メ以テ水害豫防ノ實蹟ヲ舉クルコトヲ期スヘシ

一、地域廣闊其ノ他特別ノ事情アルモノニ對シテハ適宜水防區ヲ設ケシムヘシ

二、水防ノ必要アル公共團體ニ對シテハ左ノ設備ヲ爲サシムヘシ

一、貯藏小屋

一、材料及器具

一、洪水標

三、貯藏小屋ハ堤防延長凡五百間乃至千間毎ニ堤防又ハ其ノ附近ニ之ヲ設置セシムヘシ

四、材料及器具ハ知事ニ於テ其ノ種類及數量ヲ定メ之ヲ藏置セシムヘシ
五、洪水標ニハ警戒水位ヲ表示シ出水ノ虞アルトキハ豫メ水防長ニ於テ選定シタル水防員ヲシテ之ヲ監視セシメ警戒水位ニ達シタルトキハ速ニ水防ノ準備ヲ爲サシムヘシ

六、材料及器具並洪水標ハ出水期前官吏員ヲ派遣シテ檢閱セシムヘシ
七、水防上警戒ヲ要スル場合ニハ水位ヲ時々下流公共團體ニ順次通報セ

シムヘシ

八、水防ノ必要アル公共團體ニハ左ノ水防員ヲ置カシムヘシ

一、水防長 水防事務ヲ掌理スル者一名

一、水防部長 水防長ノ命ヲ承ケ水防事務ヲ分擔スル者若干名

一、水防組頭 水防部長ノ命ヲ承ケ部下ヲ指揮シ水防ニ從事スル者若干名

一、水防小頭 水防組頭ヲ助ケ水防組頭故障アルトキハ之ニ代ル者若干名

一、水防夫 水防長以下ノ命ヲ承ケ水防ニ從事スル者若干名

九、毎年一回若ハ數回水防員ヲシテ水防方法ノ練習ヲ爲サシムヘシ

水防ノ方法及練習ニ關スル規定ハ當該公共團體ニ於テ之ヲ定メ知事ノ認可ヲ受ケシムヘシ

十、水防ノ監督指導ノ爲メ官吏員ノ分擔區域ヲ定ムヘシ

十一、明治二十七年二月勅令第十五號消防組規則ニ依リ水防組ヲ設ケ又ハ消防組ヲシテ水災警防ノ事務ヲ兼ネシムルヲ適當トスルモノニ在リテハ前項ノ趣旨ニ準シ相當ノ施設ヲ爲サシムヘシ

消防組點檢規則

(明治三十三年五月
内務省訓令第十六號)

(沿革 大正二年四月内務省訓令第五號改正)

第一條 消防組ノ點檢ハ人員服裝姿勢動作及機械器其ノ他携帶品ノ操法

消防組點檢規則

消防組點檢規則

分解構成保存ノ適否ヲ検査スルモノトス

第二條 點檢ヲ行フトキハ所屬警察署長警察分署長又ハ其ノ代理者ヲ點檢官トシ組頭又ハ小頭ヲ指揮者トス但シ所屬警察署長警察分署長又ハ其ノ代理者在ラサルトキハ組頭ヲ點檢者トシ小頭ヲ指揮者トス

第三條 消防組員ノ集合整頓ノ方法ハ巡査點檢規則ヲ準用ス

第四條 指揮者タラサル小頭ハ前列右翼ニ若シ餘員アルトキハ同左翼ニ列シ尙餘員アルトキハ後列ノ中央二歩ノ距離ニ於テ押伍ト爲ルヘシ

第五條 點檢ノ際列員ハ一定ノ服装ヲ爲シ手袋アルトキハ之ヲ著用スヘシ

但シ頭巾ヲ携フルトキハ其ノ紐ヲ頸ニ掛け之ヲ背部ニ負フヘシ

第六條 點檢ハ消防組當番員出務ノ際現場引上ノ際及演習ノ際之ヲ行フモノトス

當番員出務ノ際ニ於ケル點檢ニ付テハ機械ノ分解構成ニ關スル検査現場引上ノ際ニ在テハ動作及機械器具携帶品ノ操法分解構成保存ノ検査ヲ省略スルモノトス但シ現場引上ノ際ニハ機械器具被服其ノ他携帶品破損ノ有無ヲ特ニ嚴重検査スヘシ

第七條 機械器具ニシテ使用シタルモノハ洗滌ノ後修繕シタルモノハ竣工ノ後警察官ニ於テ點檢スヘシ其ノ在ラサルトキハ組頭又ハ小頭ニ於テ點檢スヘシ

第八條 嘴筒其ノ他ノ機械ニシテ組立タルモノハ毎年行フヘキ演習ノ内

其ノ一回ニ限り之ヲ分解シ内部ノ検査ヲ行フモノトス

行政警察規則抄(明治八年三月)

第一章

(沿革明治八年四月太政官達第四七號同年一〇月同第一八三號同年一二月同第二〇六號改正
太政官達第二十九號)

第一條 行政警察ノ趣意タル人民ノ凶害ヲ豫防シ安寧ヲ保全スルニアリ

行政執行法(明治三十三年六月法律第八十四號沿革明治四十三年四月法律第五十二號改正

第一條 當該行政官廳ハ泥醉者瘋癲者自殺ヲ企ツル者其ノ他救護ヲ要スト認ムル者ニ對シ必要ナル檢束ヲ加ヘ戎器児器其ノ他危險ノ虞アル物件ノ假留置ヲ爲スコトヲ得暴行鬭争其ノ他公安ヲ害スルノ虞アル者ニ

對シ之ヲ豫防スル爲必要ナルトキ又同シ

前項ノ檢束ハ翌日ノ日沒後ニ至ルコトヲ得ス又假留置ハ三十日以内ニ於テ其ノ期間ヲ定ムヘシ

第二條 當該行政官廳ハ日出前日沒後ニ於テハ生命身體又ハ財產ニ對シ危害切迫セリト認ムルトキハ又ハ賭博密賣淫ノ現行アリト認ムルトキニ非サレハ現居住者ノ意ニ反シテ邸宅ニ入ルコトヲ得ス但シ旅店割烹店其ノ他夜間ト雖衆人ノ出入スル場所ニ於テ其ノ公開時間内ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 當該行政官廳ハ密賣淫犯者若ハ其ノ前科者ニシテ尙密賣淫ノ常習アル者ニ對シ其ノ健康ヲ診斷シ若ハ指定シタル醫師ノ検診ヲ受ケシ

メ傳染性疾患ニ罹リ必要アリト認ムルトキハ病院ニ入ラシメ又ハ指定シタル醫師ノ治療ヲ受ケシメ治癒ニ至ル迄指定シタル場所ニ居住セシメ其ノ外出ヲ禁止スルコトヲ得

前項療養ノ費用ハ本人又ハ媒合者ノ負擔トス但シ本人又ハ媒合者ニ於テ費用ヲ負擔スルノ資力ナシト認ムルトキハ廳府縣警察費ヲ以テ支辨スヘシ

風俗上ノ取締ヲ要スル業ヲ爲ス者ノ居住其他ノ制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 當該行政官廳ハ天災事變ニ際シ又ハ勅令ノ規定アル場合ニ於テ危害豫防若ハ衛生ノ爲必要ト認ムルトキハ土地物件ヲ使用處分シ又ハ

其ノ使用ヲ制限スルコトヲ得

第五條 當該行政官廳ハ法令又ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ依リ命シタル行爲又ハ不行爲ヲ強制スル爲左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一ハ自ラ義務者ノ爲スヘキ行爲ヲ爲シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ爲サシメ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徵收スルコト

二、強制スヘキ行爲ニシテ他人ノ爲スコト能ハサルモノナルトキ又ハ不行爲ヲ強制スヘキトキハ命令ノ規定ニ依リ二十五圓以下ノ過料ニ處スルコト

前項ノ處分ハ豫メ戒告スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ急迫ノ事情アル場合ニ於テ第一號ノ處分ヲ爲スハ此ノ限りニ在ラス

行政官廳ハ第一項ノ處分ニ依リ行爲又ハ不行爲ヲ強制スルコト能ハスト認ムルトキ又ハ急迫ノ事情アル場合ニ非サレハ直接強制ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 第三條及第五條ノ費用及第五條ノ過料ハ國稅徵收法ノ規定ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

行政官廳ハ前項ノ徵收金ニ付國稅ニ次キ先取特權ヲ有ス

第一項ノ費用及過料ニ關スル繰替支辨收入ノ所屬其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 認可又ハ許可ヲ受クルニ非サレハ所有スルコトヲ得サル物件行政廳ノ保管ニ歸シタル場合ニ於テ其ノ所有ヲ認許スヘカテサルトキハ

其ノ所有權國庫ニ歸屬ス假留置ヲ爲シタル物件ニシテ一箇年以内ニ交付ヲ請求スル者ナキトキ亦同シ

行政執行法施行令

(明治三十三年六月
勅令第二百五十三號)

第一條 廳府縣長官ハ行政執行法第三條ノ健康診斷ヲ行フカ爲必要ナル設備ヲ爲スヘシ

前項設備ニ要スル費用ハ廳府縣警察費ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ

第二條 生命身體若ハ財產ニ對シ危害切迫セリト認メ又ハ水陸ノ交通ニ危害ヲ及ホスノ虞アリト認メタルトキハ當該行政官廳ハ行政執行法第四條ニ依リ必要ナル措置ヲ爲スコトヲ得

行政執行法施行令

左ノ各號ニ掲タル土地物件ニ關シテハ法令ノ規定ニ違背シ因テ危害ヲ生シ又ハ健康ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキ亦前項ニ同シ
一、崩壊又ハ人ヲ陥落セシムルノ虞アル場所

二、家屋其ノ他ノ工作物

三、船車其ノ他交通ノ用ニ供スル器具又ハ裝置

四、汽關汽機及其ノ附屬裝置

五、前各號ニ掲ケタルモノノ外主務大臣ノ定メタル土地物件

第三條 危害豫防ノ爲又ハ衛生上必要ト認ムル物品ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ必要ナル分量ヲ試驗ノ用ニ供スルコトヲ得

第四條 行政執行法第五條ノ過料ハ處分ヲ爲ス行政官廳ノ區別ニ從ヒ左

ノ金額ヲ超ユルコトヲ得ス

一、各省大臣 二十五圓

二、廳府縣長官 十圓

三、其ノ他ノ行政官廳二圓

第五條 行政執行法第五條ノ戒告ハ履行期間ヲ定メ且書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第六條 行政執行法第五條ノ費用ノ徵收ハ現ニ要シタル費用及其ノ納期日ヲ決定シ決定書ノ正本ヲ義務者ニ交付シテ之ヲ爲スヘシ
過料ノ處分ハ其ノ金額及納期日ヲ決定シ決定書ノ正本ヲ義務者ニ交付シテ之ヲ爲スヘシ

第七條 行政執行法第五條ノ費用ハ事務費ノ所屬ニ從ヒ國庫又ハ府縣經濟ヨリ之ヲ支出シ其ノ徵收金及過料ハ事務費ノ所屬ニ從ヒ國庫又ハ府縣經濟ニ收入スヘシ

前項ノ規定ハ行政執行法第三條ノ費用ニ付之ヲ準用ス但シ本人又ハ媒合者ヲシテ病院ニ辨償セシムルトキハ此ノ限ニ在ラス

附 則

第八條 他ノ法令ノ規定ニ依リ行政官廳ニ於テ行政處分ヲ強制スル爲豫メ戒告ヲ爲ストキ自ラ義務者ノ爲スヘキ行爲ヲ爲シ若ハ第三者ヲシテ之ヲ爲サシメ其費用ヲ義務者ヨリ徵收スルトキ又バ行政處分ヲ強制スル爲過料ニ處スルトキハ第五條第六條及第七條第一項ノ規定ヲ準用ス

(一) 東京市 自大正三年至大正十二年十箇年間東京府火災度數損害表

	年次	種別	大正三年										
			正三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	
			三七四	三四五	三五〇	三八〇	三八八	四〇〇	五三〇	五六〇	七〇〇	七九〇	五三〇
			七六	一、〇四七	一、〇五七	一、〇六六	一、〇七五	一、〇八四	一、〇九三	一、一〇二	一、一〇五	一、一〇九	一、一〇九
			一七六										
			一、二三四										
			四七七										
			圓四七										
			建物損害見積額										
			一、三三四										
			九七										
			同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
			同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
			十二年										
			計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

消防提要

二五二

(二) 東京府郡部(隣接町村八王子市ヲ含ム)

	大正十二年	大正十一年	大正十年	大正九年	大正八年	大正七年	大正六年	大正五年	大正四年	大正三年	火失年
計	一、九七、五四五	一、九六、五〇三	一、九五、〇一九	一、九四、八三九	一、九三、七六七	一、九二、六六七	一、九一、五〇三	一、九〇、五〇三	一、八九、六六七	一、八八、七七七	火
出火度數	三、二八〇	三、一五〇	三、一〇〇	三、〇八〇	三、〇五〇	三、〇二〇	三、〇一〇	三、〇八〇	三、〇五〇	三、〇二〇	失火
燒失棟數	八八三	七九	八〇一	八〇九	八〇七	八〇五	八〇三	八〇一	八〇九	八〇七	失火
燒失坪數	七、一四七	失火									
建物損害見積額	五八五、六〇一	五八四、一四一	四八三、七〇三	四八二、六六七	四八一、五〇三	四八〇、五〇三	四七九、五〇三	四七八、八三九	四七七、七六七	四七六、六六七	失火

(二) 東京市

自大正十二年
至大正十三年
十箇年間東京府出火原因別表

種別	火燭	爐類	鉢燧	氣突	煙草吸殼	電燈	火燭灰	油燈	火炬	火盆	失火年
大正三年	三五六、二七四、九元二五	七〇九、三一五、四三五、五八	二二七、三七五、五八五、三八	五六二、七四八、三元三三	一六三、九〇八、三〇三、五五	二三〇、七二三、三元一五	九〇四、五三三、三三三、二五	二三〇、七二三、三元一五	一六三、九〇八、三〇三、五五	二二七、三七五、五八五、三八	大正三年
同四年	三五六、二七四、九元二五	七〇九、三一五、四三五、五八	二二七、三七五、五八五、三八	五六二、七四八、三元三三	一六三、九〇八、三〇三、五五	二三〇、七二三、三元一五	九〇四、五三三、三三三、二五	二三〇、七二三、三元一五	一六三、九〇八、三〇三、五五	二二七、三七五、五八五、三八	大正四年
同五年	三五六、二七四、九元二五	七〇九、三一五、四三五、五八	二二七、三七五、五八五、三八	五六二、七四八、三元三三	一六三、九〇八、三〇三、五五	二三〇、七二三、三元一五	九〇四、五三三、三三三、二五	二三〇、七二三、三元一五	一六三、九〇八、三〇三、五五	二二七、三七五、五八五、三八	大正五年
同六年	三五六、二七四、九元二五	七〇九、三一五、四三五、五八	二二七、三七五、五八五、三八	五六二、七四八、三元三三	一六三、九〇八、三〇三、五五	二三〇、七二三、三元一五	九〇四、五三三、三三三、二五	二三〇、七二三、三元一五	一六三、九〇八、三〇三、五五	二二七、三七五、五八五、三八	大正六年
同七年	三五六、二七四、九元二五	七〇九、三一五、四三五、五八	二二七、三七五、五八五、三八	五六二、七四八、三元三三	一六三、九〇八、三〇三、五五	二三〇、七二三、三元一五	九〇四、五三三、三三三、二五	二三〇、七二三、三元一五	一六三、九〇八、三〇三、五五	二二七、三七五、五八五、三八	大正七年
同八年	三五六、二七四、九元二五	七〇九、三一五、四三五、五八	二二七、三七五、五八五、三八	五六二、七四八、三元三三	一六三、九〇八、三〇三、五五	二三〇、七二三、三元一五	九〇四、五三三、三三三、二五	二三〇、七二三、三元一五	一六三、九〇八、三〇三、五五	二二七、三七五、五八五、三八	大正八年
同九年	三五六、二七四、九元二五	七〇九、三一五、四三五、五八	二二七、三七五、五八五、三八	五六二、七四八、三元三三	一六三、九〇八、三〇三、五五	二三〇、七二三、三元一五	九〇四、五三三、三三三、二五	二三〇、七二三、三元一五	一六三、九〇八、三〇三、五五	二二七、三七五、五八五、三八	大正九年
同十年	三五六、二七四、九元二五	七〇九、三一五、四三五、五八	二二七、三七五、五八五、三八	五六二、七四八、三元三三	一六三、九〇八、三〇三、五五	二三〇、七二三、三元一五	九〇四、五三三、三三三、二五	二三〇、七二三、三元一五	一六三、九〇八、三〇三、五五	二二七、三七五、五八五、三八	大正十年
同十一年	三五六、二七四、九元二五	七〇九、三一五、四三五、五八	二二七、三七五、五八五、三八	五六二、七四八、三元三三	一六三、九〇八、三〇三、五五	二三〇、七二三、三元一五	九〇四、五三三、三三三、二五	二三〇、七二三、三元一五	一六三、九〇八、三〇三、五五	二二七、三七五、五八五、三八	大正十一年
同十二年	三五六、二七四、九元二五	七〇九、三一五、四三五、五八	二二七、三七五、五八五、三八	五六二、七四八、三元三三	一六三、九〇八、三〇三、五五	二三〇、七二三、三元一五	九〇四、五三三、三三三、二五	二三〇、七二三、三元一五	一六三、九〇八、三〇三、五五	二二七、三七五、五八五、三八	大正十二年
同十三年	三五六、二七四、九元二五	七〇九、三一五、四三五、五八	二二七、三七五、五八五、三八	五六二、七四八、三元三三	一六三、九〇八、三〇三、五五	二三〇、七二三、三元一五	九〇四、五三三、三三三、二五	二三〇、七二三、三元一五	一六三、九〇八、三〇三、五五	二二七、三七五、五八五、三八	大正十三年
計	三二五、一七四、四〇	三二五、一七四、四〇	三二五、一七四、四〇	三二五、一七四、四〇	三二五、一七四、四〇	三二五、一七四、四〇	三二五、一七四、四〇	三二五、一七四、四〇	三二五、一七四、四〇	三二五、一七四、四〇	失火

十箇年間東京府失火原因別表

二五三

消防提要

二五四

火失
石消提爐洋機械磨擦
燐遊火燒乾風藥瓦
戲消燥呂
灰炭燈燈爐火火壺寸室場品斯

三十一十五十四二十一四五十四三八

十一十三三十一一三四二二二〇三

十一十四三四三十一一四二三三四七七

十一十一三二二三二三五七七元二二

十一十一三一十一一二三四三九一五七

二五四三二五一四六二六九一四四

一五四三一四一一五〇三八三八五

一五一一一四六五六九四七九四八五

二十一十九四六〇四八〇八一三八

二十一十一四三六〇九六七〇一三六

七三七九〇云云吳四覺五空壹公允云

火失
合放雷火及不明火
計其火
他藥

毛空堯雲一

四五毛堯雲一

三五毛堯雲一

四三毛堯雲一

三八八二堯雲一

四八〇堯雲一

五三〇堯雲一

毛堯雲一

七九三六堯雲一

七九五九六三四一

五、一三〇六九三九八三

計

火失
火煙遊煙草吸火
戲火鉢突火

一五四三八〇五三

九五三九五九四三

七四四八九四三三

九七四四元三四

八三四六四四三三

一〇三九五三三三

一〇九三三三元元

七三〇六三三毛

三三二七元三三

五二二六三三毛

六八一九二三一四六三零三

消防
提要

二五六

火失	
機械	瓦火
磨	爐洋
擦	藥油
	提
	燒
	罐
	乾
	爐
	風
	電
	炬
消	呂
燥	室
場	氣
爐	罐

一四四四一 一二四八三 一四二〇
 一五一六五 一三八一三七三九〇
 一二二一六一三四四三七七 一〇四二
 一二一三六二四一四二七六五三九
 一一一三二三五三七三三五三九七五
 一四二 一二二五八四 一三七五七二三
 三二二三三六〇七四七〇〇一七二
 四一三三三二九四四八七〇三二八
 三四六六一三三一七二三三一〇七
 四三二三一三六六三三九一三八三
 七元五〇七六四四四五五九六三七八公

放	火失
雷火及不明火	其火石
計	セルロイド
火	燈消
	他藥炭
	火炭

三八五七四三三二一六一
 三五五七三六三二一六一
 三三三三三三二一六一
 三六七四四七三一一六一
 三三三三三三一三
 三三三三三三三一
 三三三三三三三一
 三三三三三三三一
 三三三三三三三一
 三三三三三三三一
 三三三三三三三一
 三三三三三三三一



大正十三年九月廿三日印刷
大正十三年九月廿六日發行

定價金七拾錢

著者 山川秀好

東京府巢鴨町上駒込九十三番地

發行者 藤野至人

東京府瀧野川町西ヶ原七十四番地

印刷者 大島貞吉

東京府巢鴨町上駒込九十三番地

振替東京六六六〇六番

大日本消防學會

電話高輪四九二二番

發賣所 東京市芝區愛宕町一丁目
振替東京三三五八六番

有所權版

消防
提要

發兌元

本會發兌書目

獨逸消防の近況と所感

法學博士 松井茂氏述

(絶版)

(消防叢書第一篇)

定價金七拾錢
郵稅四錢

警察講習所講師 江島喜衛氏著(再版)

電氣瓦斯と火災

(消防叢書第二篇)

定價金七十錢
郵稅四錢

本邦消防界の權威たる松井博士が戦前迄は世界一と稱された獨逸消防の施設を詳細に述べられ、且つ我國の消防状況に比較論及せられたもので、先進國の消防状況を知るには極めて有益な興味ある書であります。獨逸消防は戦前戦後も餘り變つて居らぬと申します。

近來の火災原因中電氣に因る出火が多いのは人の知る所であります。東京などは出火原因中第二位に屬して居ります。著者は此方面の専門技師として日々其實際に當り、研究に從事して居られる方であります。火災消防上より見たる電氣瓦斯を遺憾なく解説されたものが即ち本書であります。

本會發兌書目

前警視廳消防部機械課長技師 尾形孝道氏著 (三版)

法學博士 松井茂氏序

警視廳消防部長 藤野至人氏著

(消防叢書第三篇)

定價金七拾錢
郵稅四錢

ガソリンポンプ取扱法

(消防叢書第四篇)

定價金五拾錢
郵稅八錢

火防消防講話

本書は著者が七箇年に亘る火防消防の研究を盛時代とななりました。著者は多年海軍航空機研究所に於てガソリン機関の研究に從事されたる後、前後三年警視廳機械課長の要職に在りたる技師にして、當時アリケートなガソリンポンプの取扱法を消防員に知得せしむるため上梓されたるもののが本書なり。本書を熟讀べし

本會發兌書目

前英國ロンドン
消防隊副隊長
警視廳消防部長
日本消防新聞主

ガントブル氏編
緒方惟一郎氏譯
藤野至人氏譯

科學的火災防禦法

(再版) 定價金圓五拾錢
郵稅六錢

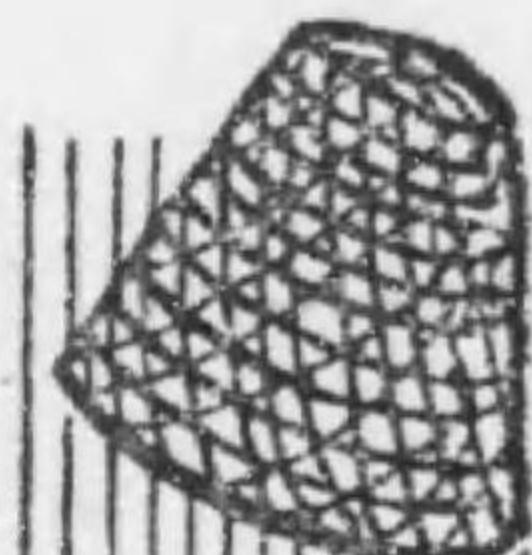
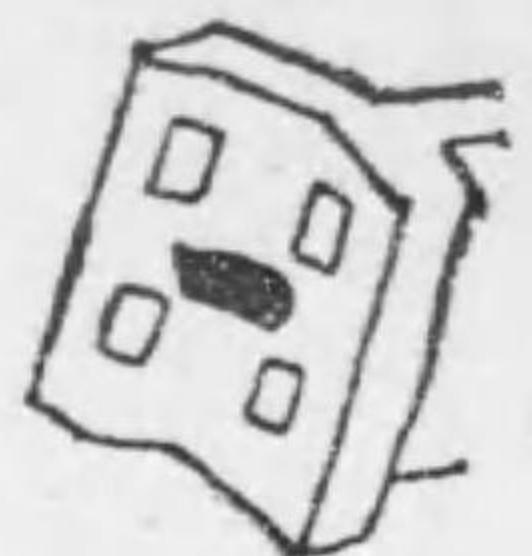
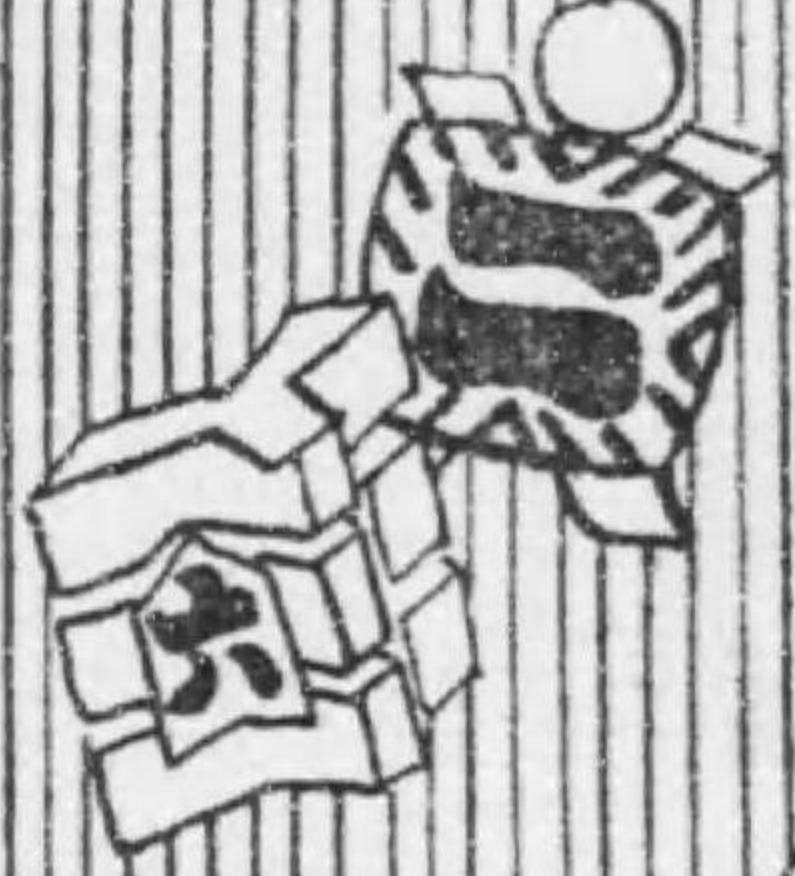
警視廳消防部
器械課長 小泉壽之助氏著

消防術數綱要

(消防叢書第四篇) 定價七十錢
郵稅四錢

本書は著者が警視廳消防部に奉職以來十有九年間、専念消防實務に從事研究せる消防術數の秘訣を公にしたるものにして、殊に火災現場に於ける消防隊武器の研究は、著者獨特の權威たり。火災防禦の妙諦を體得せんとする者、優良なる消防官たらんとする者は、火消上手の消防員たらんとする者は、必ず一讀すべき書なり。卷末には參照實例を擧げて参考に供せり。

291
821



終

